



整理番号	
------	--

1. 各筆明細

(捨印)

借り手 権利の設定を受ける者(A)			氏名又は名称		公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良			住所		〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2		電話番号		027-251-1220		同意欄 ※自署又は押印		
貸し手 権利を設定する者(B)			氏名又は名称		松井田 花子			住所		〒379-×××× 安中市松井田町XXX		電話番号		XXXX-XXXX-XXXX		同意欄 ※自署又は押印		(捨印)
権利対象の土地 (C)					地権者	(B) に設定する 権利の内容 (D)		(B) から転貸される 権利の内容 (E)		耕作者			(D) 及び (E) の共通事項 (F)			借賃の 支払の 相手方 (G)	借賃の 支払 方法 (H)	備考
所在			現況 地目	面積 (㎡)	中間管理権を 設定する者		転貸を 受ける者		始期	存続期間 (終期)	期間 (年)	権利の 種類	利用内容	借賃 (円)				
大字	字	地番										無料で貸借する場合						
安中		123-〇	田	2,000	松井田 花子	安中 太郎				10	使用貸借権	水稻						
松井田		456-△	畑	1,000	松井田 花子	安中 太郎				10	貸借権	普通畑	現金20,000円		物納		現金直接払の 場合	
松井田		789-□	畑	3,000	松井田 花子	安中 太郎				10	貸借権	普通畑	20,000円		12月口座		公社振込払の 場合	
												有料で貸借する場合						

申請時期によって始期が異なりますので、契約年数を期間（年）の欄に明記して頂ければ、始期、存続期間（終期）についてはこちらで補記可能ですので空白で構いません。

権利人が複数いる場合は記入してください。（賃貸借の場合のみ）また、単独所有の場合の支払先は、所有者本人となります。

中間管理権を設定する土地における (B) 以外の権原者				
住所	氏名又は名称	権限の種類	同意欄	備考
		所有権		
		所有権		
土地所有者が複数人いる、若しくは相続未登記農地であり法定相続人が複数いる場合には、その持ち分について過半数の同意が必要になります。				
		所有権		
		所有権		

- (記載注意等)
- (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別業とする。
 - (2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。
 - (3) (F) 欄の「権利の種類」は、「貸借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。物納の場合は、(F) 欄の「権利の種類」に「貸借権」と記載する。
 - (4) (F) 欄の「利用内容」は、貸借権の設定等による当該土地の利用目的（例：水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地）を記載する。
 - (5) (F) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が貸借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。物納の場合は、(F) 欄の「借賃」に「米〇〇kg」又は「現金〇〇円」と記載する。
 - (6) (G) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
 - (7) (H) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限（12月）と支払方法（口座）を記載する。物納の場合は、(H) 欄の「借賃の支払方法」に「物納」と記載する。

(機構関連基盤整備事業についての説明)
機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

- (物納についての説明)
- (1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。
 - (2) 物納の引き渡しについては、権利の設定を受ける者（公益財団法人群馬県農業公社）を介せず転貸を受ける者（農地耕作者）自らの責任により直接中間管理権を設定する者（土地所有者）に対して行う。
 - (3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者（土地所有者）と転貸を受ける者（農地耕作者）が責任をもって協議し解決する。